

指定障害者支援施設 若生園 (施設入所支援事業)
重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 恵泉会
所在地	宮城県登米市迫町佐沼字江合3丁目16-2
電話番号	0220-22-1160
FAX番号	0220-22-1130
代表者氏名	理事長 松坂 勝司
設立年月日	昭和48年 5月21日

2. 利用施設

事業所の種類	指定障害者支援施設 (施設支援事業) 平成23年4月1日 指定
事業所の名称	若生園
指定事業所番号	(宮城県 第0411200041号)
事業所の所在地	宮城県登米市東和町米川字西綱木24番地 (居住棟:宮城県登米市東和町米川字西綱木6番地1)
電話番号	0220-45-2224
FAX番号	0220-45-2294
E-mail アドレス	wakouen@keisen-net.jp
対象者	知的障害者、身体障害者、精神障害者、難病等患者
定員	50名
開設年月日	昭和61年 4月 1日

3. サービスの目的・運営方針

目的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭におき、利用者の身体その他の状況に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。さらに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
施設の運営方針	① 事業者は利用者の意向、適性、障害の特性、その他の事情を総合的に踏まえて、適切かつ効果的に常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めます。
	② 事業者は可能な限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視したサービスの提供に努めます。
	③ 事業者は地域との結びつきを強化し、市町村、他の指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所との密接な連携に努めます。
	④ 事業者は「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令)に定める内容のほか、各関係法令を遵守し事業を実施します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たてもの建物 (居住棟)	こうぞう構造	てっこつくり2かいだて 鉄骨造2階建
	しきちめんせき敷地面積	4,216,27㎡
	たてもの建物の面積	1,998,13㎡
たてもの建物 (活動棟)	こうぞう構造	てっきんつくふ 鉄筋コンクリート造りスレート葺き・陸屋根平屋建て じゅんたいかこうぞうたいしんこうぞう 準耐火構造 耐震構造
	しきちめんせき敷地面積	7,026,079㎡
	たてもの建物の面積	1,370,042㎡

(2) 居室

きよしつ居室の種類	へやすう部屋数	めんせき面積	びこう備考
こしつ室	50	10～11.40㎡	ようしつ洋室、冷暖房、ナースコール、ベッド、しゅうのうかくぐ収納家具
こしつ室	4	10～11.40㎡	ようしつ洋室、冷暖房、ナースコール、ベッド、しゅうのうかくぐ収納家具

(3) 主な設備【居住棟】

せつび設備の種類	へやすう部屋数	びこう備考
しえんいんしつ 支援員室・相談室	かく各2	れいだんぼう 冷暖房
だついつ ユニットバス・脱衣室	2	れいだんぼう 冷暖房
せんたく おぶつしつ 洗濯・汚物室・スタッフルーム	かく各2	
せんめんじょ りようしゃ 洗面所・利用者トイレ	4	
リビング	4	れいだんぼう 冷暖房
キッチン	2	れいだんぼう 冷暖房
しゅうのう 収納・リネン庫	4	
エレベーター・階段	かく各1	
しょうぼうせつび 消防設備		じどう つうほう 自動通報システム、スプリンクラー、かさい つうほう そうち ぼうえん 火災通報装置、防災カーテン はいえんせつび しょうかき かんき ひなんよう だい 排煙設備、消火器、換気システム、避難用すべり台

【活動棟】

設備の種類	へやすう部屋数	せつび しゅるい 設備の種類	へやすう部屋数
しょくどう 食堂	1	じむしつ 事務室	1
Dルーム	1	しえん いんしつ 支援員室	1
たもくきしつ 多目的室	16	いむしつ 医務室	1
よくしつ 浴室	1	せいようしつ 静養室	1
トイレ	6	かいぎしつ そうだんしつ 会議室(相談室)	1
せんめんじょ 洗面所	2	ちゅうぼう ちょうりしつ 厨房・調理室	1
こういしつ 更衣室	2	さぎょうどう 作業棟	1
しょうぼうせつび 消防設備		じどう つうほう 自動通報システム、しつないしょうかせん 室内消火栓、スプリンクラー、かさい つうほう そうち ぼうえん 火災通報装置、ぼうえん はいえんせつび しょうかき かんき 防災カーテン、排煙設備、消火器、換気システム、	

※当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の施設・設備を設置しています。

5. 職員配置状況

(1) 職員体制

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、下記の職員を配置しております。

職 種	職員数	指定基準
施設長	1人	—
管理者	1人	1人
サービス管理責任者	3人以上	1人
生活支援員	16人以上	9人以上
看護職員	1人	1人以上
機能訓練指導員	必要数	—
(管理)栄養士	必要数	—
事務員	1人以上	—
嘱託医師	1人以上	—

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施設長	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
管理者	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
生活支援員	早 番 1 (7:00～16:00)
看護職員	早 番 2 (7:30～16:30)
機能訓練職員	日 勤 (8:30～17:15)
	遅 番 1 (10:00～19:00)
	遅 番 2 (13:00～21:45)
	夜 勤 (21:30～翌7:30)
(管理)栄養士	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
事務員	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
嘱託医師	非常勤

6 営業日と営業時間

営業日	施設入所支援	月曜日～日曜日(365日)
	生活介護	月曜日～土曜日 (日曜・年末・年始「12月29日～1月3日」を除く)
営業時間	施設入所支援	24時間
	生活介護	9:00～17:00(8時間)

7. サービス提供内容と利用料金

当事業所が提供するサービス内容は、サービス管理責任者が個別に作成する「個別支援計画書」に基づいて、提供されされます。尚、個別支援計画書は本人及び家族の同意をいただき、その写しを交付します。

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービス内容
① 相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談・助言・援助等を行います。
② 保護	利用者の心身その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、必要な保護を行います。
③ 介護	利用者の状況に応じて、適切な技術をもって整容・更衣・排せつ等、生活全般にわたる支援を行います。
ア) 食事	利用者の身体状況や健康状態、嗜好等を考慮し、疾病予防と健康増進に配慮した献立を工夫し、適切に食事が摂れるよう支援します。
イ) 入浴	週6回(希望に応じて個浴、夜間入浴等も対応します) 健康状態等により入浴が困難な場合には、シャワー浴や清拭など適切な方法で実施します。尚、入浴が適当でない判断される場合(疾病・外傷等)は、控えさせていただく場合があります。
ウ) 排せつ	利用者の心身その他の状況に応じて必要な排せつ支援を行うとともに、排せつの自立に向けた個別支援を行います。
エ) 更衣	利用者の状況や個性を考慮して、必要に応じ支援・確認を行います。
オ) 睡眠	快適な睡眠環境が保持できるよう支援していきます。
カ) 整容	毎食後の歯磨き支援や洗面、整髪等の支援において、個性を尊重しながら適切に対応していきます。
キ) 移動	利用者の心身その他の状況に応じて適切な支援を行います。
ク) 清掃	利用者の心身その他の状況に応じて、個性を尊重しながら適切な支援を行います(全介助・部分介助・見守り等の段階に分けての支援)。
ケ) 洗濯	利用者の心身その他の状況に応じて、個性を尊重しながら適切な支援を行います(クリーニング委託・個人対応等、利用者の希望によって対応)。
④ 健康管理	日常生活上必要な健康チェックや服薬、その他必要な医療的管理・記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 健康チェック(午前・午後の2回/1日、その他随時実施) 定期検診(健康診断・内科検診・歯科検診/年2回)

⑤ 服薬管理	医師からの処方による薬については、看護師の管理のもと、利用者の状況に応じて適切な支援を行います。
⑥ 通院・治療	毎日の健康チェックを行い、嘱託医や協力医療機関への早期受診に努めます。その他の通院希望がある場合には別途協議します(移送や付添いが必要な場合は利用者の負担になる場合があります)。
⑦ 介護給付費対象サービスの料金 介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス費(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち、9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から受け取る場合(代理受領する)、利用者負担額として、サービス費全体の1割を事業者へお支払いいただきます(定率負担・利用者負担額)。尚、定率負担・利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。詳しくは、市町村から交付される障害福祉サービス受給者証をご確認ください。	
⑧ 施設入所支援事業・生活介護事業関連サービス費用……………別表のとおり	

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
① 食事サービス	《食事提供時間》 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 間食 10:30, 15:00 夕食 18:00～19:00	()は食材費 朝食380円(177円) 昼食560円(260円) 間食60円 夕食500円(237円)
提供時間は目安で、希望・状況等により変更となります。また、食費は1食あたりの請求となります。尚、厚生労働大臣の定める基準により、個別に食事代の補助が給付される場合があります。その際は、自費負担額から給付金額を減した金額での請求となります。詳しくは、市町村から交付される障害福祉サービス受給者証をご確認ください。 ※事業者が提供する食事以外の食事を希望される場合には、実費負担となります。		
② 光熱水費	施設利用に係る光熱水費は右記のとおりです。尚、外泊や入院等で施設を使用されない場合については、費用をいたしません。	350円/1日あたり
③ 日用品代	日常使用されるシャンプーやボディークリーム、歯磨き粉等の日用品は、施設側で準備いたしますが、ご自分で気に入られた商品のご使用を希望される場合には、自費にて購入・調達していただきます。	必要に応じて自費
④ 電気代 (個人所有電化製品)	個人所有・持ち込みの電化製品については、1台あたりの使用電気代として、右記に定める金額を負担していただきます	10円/1日
⑤ 複写物代	コピー機使用料として、右記の金額を負担していただきます。	10円/1枚

<p>⑥ 健康診断 けんこうしんだん</p>	<p>個別の健康診断やインフルエンザ等予防接種にかかる費用は、市町村からの助成分を除き、全額負担して頂きます。</p>	<p>関係費用分／自費</p>
<p>⑦ 衛生・介護用品 えいせい かいごようひん</p>	<p>常時オムツの使用を必要とする利用者において、個別の希望及び選定により、事業所が一律に提供するオムツ以外の物を使用される場合には、実費にて購入・調達していただきます。 その他の衛生用品・介護用品について、事業所が提供する以外の物を希望される場合や、使用量等で本人に負担していただくことが適当であると認められる場合には、実費にて購入・調達していただきます。</p>	<p>必要に応じて自費</p>

(3) 食事サービスの取り消し料金

<p>利用者からの食事提供の休止申し出は、食事提供時間の2時間前までにお願ひします。その後の場合には、下記キャンセル料を頂く場合があります。ただし、健康上の理由等やむを得ない事由の場合には、この限りではありません。</p>		
<p>取り消し(キャンセル)料 《食材費相当額》</p>	<p>朝食</p>	<p>朝食 177円</p>
	<p>昼食</p>	<p>昼食 260円</p>
	<p>間食</p>	<p>間食 60円</p>
	<p>夕食</p>	<p>夕食 237円</p>

(4) 利用料のお支払い方法

<p>前記(1)～(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、以下の方法でお支払いください。</p>			
<p>① 口座振替</p>	<p>指定口座より毎月4日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に振替させていただきます。振替日の前日までに指定の口座に必要額をご準備ください。預金残高不足により自動振替ができない場合は、再振替ができませんので当施設指定の下記金融機関口座へお振込願ひます。</p>		
<p>※ 指定口座</p>	<p>七十七銀行 5022827</p>	<p>米谷支店 社会福祉法人</p>	<p>普通預金 患泉会</p>

8. 権利擁護について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。(責任者 統括施設長)
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに、検討内容を職員に周知徹底させます。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。
- ④ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑤ 従業者に対する研修を実施しています。

9. 利用者記録及び情報の管理

利用者へのサービス向上にのたために行われるサービス会議や他の事業者との連絡調整及び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて、情報提供が必要となる場合、それらについては、別紙「個人情報使用同意書」に基づき情報の提供等、必要な対応を行います。また、事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。記録及び情報については、契約終了後5年間保管します。

※ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 9:00～17:15 (日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、利用者の指定する医療機関または協力医療機関等に速やかに必要な対応を行います。また、以下に登録されたご家族への連絡も合わせて行います。

利用者のかかりつけ 医療機関等	医療機関名	
	診療科	
	主治医	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先①	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先②	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	
備考		

当事業所が定めている嘱託医・関係医療機関は次のとおりです。

医療機関名	医療法人社団 緑水会 米川診療所 (嘱託医)
診療科	内科、予防接種
医師	木村 康一
所在地	登米市東和町米川字町下59-1
電話番号	0220-45-2301
内容	年2回の健康診断

医療機関名	医療法人 移川哲仁会 三峰病院 (嘱託医・協力病院)
診療科	精神科
医師	連記 成史
所在地	気仙沼市松崎柳沢216-5
電話番号	0226-22-6685

医療機関名	高橋歯科クリニック (嘱託医)
診療科	歯科・歯科口腔外科
医師	高橋 俊胤
所在地	登米市迫町佐沼中江4-8-3
電話番号	0220-22-7411

医療機関名	登米市立 米谷病院 (協力病院)
診療科	内科、整形外科
所在地	登米市東和町米谷字元町200
電話番号	0220-42-2007

医療機関名	医療法人社団 恭謹会 上杉皮膚科医院 (協力病院)
診療科	皮膚科
所在地	登米市迫町佐沼字江合2丁目12-12
電話番号	0220-21-1380

11. 要望・苦情等申立先及び相談窓口

(1) 当事業所における要望・苦情、ご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、苦情受付箱を設置しておりますので、ご利用下さい。

相談受付担当者	管理者兼サービス管理責任者
解決責任者	統括施設長
受付電話番号	0220-45-2224
受付時間	8時30分から17時15分まで(日曜日、祝祭日、年末年始を除く)
苦情箱	玄関ロビーに設置

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

機関名	所在地	電話番号
各市町村の福祉担当部署	各市町村にお問い合わせ下さい	
宮城県 社会福祉課	仙台市青葉区本町3丁目8-1	022-211-2516
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会	仙台市青葉区本町3丁目7-4 宮城県社会福祉会館	022-716-9674

12. 第三者評価

宮城県福祉サービス第三者評価は、実施しておりません。
 但し、法人内第三者委員によるサービス評価は、毎年実施しております。

患泉会苦情解決体制 第三者委員

委員名	松村 正	****-**-****
委員名	佐藤 健美	****-**-****
委員名	千葉 ますみ	****-**-****

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「若生園 消防計画書」により対応いたします。
避難・防災訓練	別途定める「若生園」に則り、夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を実施します。
防災設備、他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知器(熱・煙感知システム) ・消防署への自動通報システム ・消火器 ・スプリンクラー ・誘導灯 ・避難用すべり台 ・防災カーテン ・排煙窓 ・防災釜 ・法人内防災用無線 ・発電機 ・非常食、水(備蓄用)

14. 当事業所の利用の際に留意いただく事項

① 来訪・面会	来訪者は、必ず「面会票」への記載をお願いします。 また来訪時、職員へのお心遣いをご遠慮いたします。
② 外出・外泊	利用者のご家族等の方々との外出外泊については事前にご連絡下さい。 外出外泊の際には「外出届」を記入していただきます。
③ 通院・入院の対応	通常の医療機関への対応は事業所で対応しますが、入院やより専門的な受診が必要とされ、遠方の医療機関での受診が必要な場合等については、ご家族に対応していただくことになります。
④ 設備・器具の利用	当事業所の設備・器具のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。また同様に、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
⑤ 喫煙	事業所内は全室禁煙です。喫煙は決められた所定の場所でお願います。 また防災の関係上、喫煙に関する物(たばこ、ライター等)は事業所側で管理させていただきます。
⑥ 食品・飲酒	食品(おやつ、飲み物、お酒等)は利用者の状況に応じて相談のうえ、自己管理あるいは事業所側で管理させていただきます。また、飲酒は可能ですが、他の利用者の迷惑とならない程度にご協力をお願いします。
⑦ 貴重品の管理	貴重品は、利用者の方の責任において管理させていただきます。自己管理が難しい方につきましては、希望により事業所で管理させていただきます。
⑧ 宗教活動、政治活動 営利活動について	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
⑨ 動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

ほんしよせつめいび れいわ ねん がつ にち
本書説明日 令和 年 月 日

していしょうがいしやしえんしせつ わこうえん ていきょうおよ りよう かいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう
指定障害者支援施設 若生園 のサービス提供及び利用の開始に際し、本書面にに基づき重要事
項の説明を行いました。

じぎょしゃ者 事業者	〒 987-0511 みやぎけん と め し はさまちょうさぬまあざえあい ちょうめ ばんち 宮城県登米市迫町佐沼字江合3丁目16番地2 しゃかいふくしほうじん けいせんかい 社会福祉法人 恵泉会 りじちょう まつ ざか かつ し いん 理事長 松坂勝司 印
---------------	---

しせつめい名 施設名	〒 987-0901 みやぎけん と め しとうわちょうよねかわあざにしつなぎ ばんち 宮城県登米市東和町米川字西綱木24番地 きよじゅうとう みやぎけん と め しとうわちょうよねかわあざにしつなぎ ばんち (居住棟:宮城県登米市東和町米川字西綱木6番地1) しゃかいふくしほうじん けいせんかい 社会福祉法人 恵泉会 わ こう えん 若生園
---------------	--

せつめいしゃ しょくめい 説明者 職名		しめい 氏名	いん 印
------------------------	--	-----------	---------

わたし ほんしよめん もと じぎょしゃ していしょうがいしやしえんしせつ わこうえん ていきょうおよ りよう
私は、本書面にに基づいて事業者から 指定障害者支援施設 若生園のサービス提供及び利用につ
いて、重要事項の説明を受け、同意しました。

りようしゃ者 利用者	〒	
	じゅうしょ 住所	
	しめい名 氏名	いん 印
	でんわばんごう 電話番号	

だいりにん 代理人	〒	
	じゅうしょ 住所	
	しめい名 氏名	いん 印
	ぞくがら 続柄	
	でんわばんごう 電話番号	
	きんきゅうれんらくさき 緊急連絡先	

※別紙

施設入所支援事業関連 サービス費用【若生園】

基本報酬・加算等	算定単位数	定額負担率	
施設入所サービス費 (定員41人以上50人以下の場合)	区分6	362単位	3620円/日
	区分5	303単位	3030円/日
	区分4	240単位	2400円/日
	区分3	189単位	1890円/日
	区分2以下	150単位	1500円/日

入所時特別支援加算 入所日から30日を限度として	30単位	300円/日
入院・外泊時加算(Ⅰ) ……(定員60人以下の場合) 1ヶ月に8日を限度として	320単位	3200円/日
入院・外泊時加算(Ⅱ) ……(定員60人以下の場合) (Ⅰ)に続き82日を限度として	191単位	1910円/日
入院時支援特別支援加算 長期入院等支援加算との併給不可 月1回を限度	入院日数が 9日～11日 1122単位	5610円/日 11220円/日
栄養マネジメント加算 全利用者の栄養マネジメント計画を作成・実施	12単位	120円/日
療養食加算 食事箋を基にした治療食等の提供	23単位	230円/日

※以下については、令和6年6月1日から算定する

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の15.9%	総単位数の15.9%
------------------	------------	------------

していしょうがいしゃしえんしせつ わこうえん せいかつかいごじぎょう
指定障害者支援施設 若生園 (生活介護事業)
 じゅうようじこうせつめいしよ
重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 恵泉会
所在地	宮城県登米市迫町佐沼字江合3丁目16-2
電話番号	0220-22-1160
FAX番号	0220-22-1130
代表者氏名	理事長 まつざか かつし 松坂 勝司
設立年月日	昭和48年 5月21日

2. 利用施設

事業所の種類	指定障害者支援施設 (施設支援事業) 平成23年4月1日 指定
事業所の名称	若生園
指定事業所番号	(宮城県 第0411200041号)
事業所の所在地	宮城県登米市東和町米川字西綱木24番地 (居住棟:宮城県登米市東和町米川字西綱木6番地1)
電話番号	0220-45-2224
FAX番号	0220-45-2294
E-mail アドレス	wakouen@keisen-net.jp
対象者	知的障害者、身体障害者、精神障害者、難病等患者
定員	50名
開設年月日	昭和61年 4月 1日

3. サービスの目的・運営方針

目的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭におき、利用者の身体その他の状況に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。さらに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
施設の運営方針	① 事業者は利用者の意向、適性、障害の特性、その他の事情を総合的に踏まえて、適切かつ効果的に常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めます。
	② 事業者は可能な限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視したサービスの提供に努めます。
	③ 事業者は地域との結びつきを強化し、市町村、他の指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所との密接な連携に努めます。
	④ 事業者は「障害者総合支援法に基づき指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令)に定める内容のほか、各関係法令を遵守し事業を実施します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たても建物 (居住棟)	こうぞう構造	てっこつくり2かいだて 鉄骨造2階建
	しきち敷地面積	4,216,27㎡
	たても建物の面積	1,998,13㎡
たても建物 (活動棟)	こうぞう構造	てっきん鉄筋コンクリート造りスレート葺き・陸屋根平屋建て じゆたいかこうぞう準耐火構造 たいしんこうぞう耐震構造
	しきち敷地面積	7,026,079㎡
	たても建物の面積	1,370,042㎡

(2) 居室

きよしつ居室の種類	へやすう部屋数	めんせき面積	びこう備考
こしつ個室	50	10～11.40㎡	ようしつ洋室、冷暖房、ナースコール、ベッド、収納家具 しゅうのうかぐ収納家具
こしつ個室	4	10～11.40㎡	ようしつ洋室、冷暖房、ナースコール、ベッド、収納家具 しゅうのうかぐ収納家具

(3) 主な設備【居住棟】

せつび設備の種類	へやすう部屋数	びこう備考
しえんいんしつ 支援員室・相談室	かく各2	れいだんぼう冷暖房
ユニットバス・脱衣室	2	れいだんぼう冷暖房
せんたく おぶつしつ 洗濯・汚物室・スタッフル	かく各2	
せんめんじょ 洗面所・利用者トイレ	4	
リビング	4	れいだんぼう冷暖房
キッチン	2	れいだんぼう冷暖房
しゅうのう 収納・リネン庫	4	
エレベーター・階段	かく各1	
しょうぼうせつび 消防設備		じどう つうほう 自動通報システム、スプリンクラー、かさい つうほう そうち ぼうえん 火災通報装置、防災カーテン はいえんせつび しょうかき かんき ひなんよう だい 排煙設備、消火器、換気システム、避難用すべり台

【活動棟】

設備の種類	へやすう部屋数	せつび しゅるい 設備の種類	へやすう部屋数
しょくどう 食堂	1	じむしつ 事務室	1
Dルーム	1	しえん いんしつ 支援員室	1
たもくてきしつ 多目的室	16	いむしつ 医務室	1
よくしつ 浴室	1	せいようしつ 静養室	1
トイレ	6	かいぎしつ 会議室(相談室)	1
せんめんじょ 洗面所	2	ちゅうぼう ちょうりしつ 厨房・調理室	1
こういしつ 更衣室	2	さぎようどう 作業棟	1
しょうぼうせつび 消防設備		じどう つうほう 自動通報システム、室内消火栓、スプリンクラー、かさい つうほう そうち ぼうえん 火災通報装置、 ぼうえん はいえんせつび しょうかき かんき ひなんよう だい 防災カーテン、排煙設備、消火器、換気システム、	

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の施設・設備を設置しています。

5. 職員配置状況

(1) 職員体制

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、下記の職員を配置しております。

職 種	職員数	指定基準
施設長	1人	—
管理者	1人	1人
サービス管理責任者	3人以上	1人
生活支援員	16人以上	9人以上
看護職員	1人	1人以上
機能訓練指導員	必要数	—
(管理)栄養士	必要数	—
事務員	1人以上	—
嘱託医師	1人以上	—

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施設長	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
管理者 サービス管理責任者 生活支援員 看護職員 機能訓練職員	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
	早 番 1 (7:00～16:00)
	早 番 2 (7:30～16:30)
	日 勤 (8:30～17:15)
	遅 番 1 (10:00～19:00) 遅 番 2 (13:00～21:45) 夜 勤 (21:30～翌7:30)
(管理)栄養士	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
事務員	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
嘱託医師	非常勤

6 営業日と営業時間

営業日	月曜日～土曜日 年末年始(12月29日～1月3日を除く)
営業時間	9:00～17:00 (8時間)

7. サービス提供内容と利用料金

当事業所が提供するサービス内容は、サービス管理責任者が個別に作成する「個別支援計画書」に基づいて、提供されます。尚、個別支援計画書は本人及び家族の同意をいただき、その写しを交付します。

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービス内容
① 相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談・助言・援助等を行います。
② 保護	利用者の心身その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、必要な保護を行います。
③ 介護	利用者の状況に応じて、適切な技術をもって整容・更衣・排せつ等、生活全般にわたる支援を行います。
ア) 食事	利用者の身体状況や健康状態、嗜好等を考慮し、疾病予防と健康増進に配慮した献立を工夫し、適切に食事が摂れるよう支援します。
イ) 入浴	週6回(希望に応じて個浴、夜間入浴等も対応します) 健康状態等により入浴が困難な場合には、シャワー浴や清拭など適切な方法で実施します。尚、入浴が適当でないと判断される場合(疾病・外傷等)は、控えさせていただく場合があります。
ウ) 排せつ	利用者の心身その他の状況に応じて必要な排せつ支援を行うとともに、排せつの自立に向けた個別支援を行います。
エ) 更衣	利用者の状況や個性を考慮して、必要に応じ支援・確認を行います。
オ) 整容	毎食後の歯磨き支援や洗面、整髪等の支援において、個性を尊重しながら適切に対応していきます。
カ) 移動	利用者の心身その他の状況に応じて適切な支援を行います。
キ) 清掃	利用者の心身その他の状況に応じて、個性を尊重しながら適切な支援を行います(全介助・部分介助・見守り等の段階に分けての支援)。
④ 健康管理	日常生活上必要な健康チェックや服薬、その他必要な医療的管理・記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 健康チェック(午前・午後の2回/1日、その他随時実施)
⑤ 服薬管理	医師からの処方による薬については、看護師の管理のもと、利用者の状況に応じて適切な支援を行います。
⑥ 通院・治療	利用中の医療機関受診については、基本にご家族にて対応して頂く事になりますが、送迎等の希望がある場合には別途協議いたします(移送や付添いが必要な場合は利用者の負担になる場合があります)。

<p>⑦ 介護給付費対象サービスの料金</p> <p>介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス費(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち、9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から受け取る場合(代理受領する)、利用者負担額として、サービス費全体の1割を事業者へお支払いいただきます(定率負担・利用者負担額)。尚、定率負担・利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。詳しくは、市町村から交付される障害福祉サービス受給者証をご確認ください。</p>
<p>⑧ 生活介護事業関連サービス費用……………別表のとおり</p>

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
① 食事サービス	<p>《食事提供時間》</p> <p>昼食 12:00 ~ 13:00</p> <p>おやつ 10:30、15:00</p>	<p>620円/1日あたり</p> <p>昼食 560円(材料費260円)</p> <p>おやつ 60円</p>
<p>提供時間は目安で、希望・状況等により変更となります。また、食費は1食あたりの請求となります。食事提供体制加算該当の方につきましては材料費のみのご請求となります。詳しくは、市町村から交付される障害福祉サービス受給者証をご確認ください。</p> <p>※事業者が提供する食事以外の食事を希望される場合には、実費負担となります。</p>		
② 日用品代	<p>日常生活使用されるシャンプーやボディークリーム、歯磨き粉等の日用品は、施設側で準備いたしますが、ご自分で気に入られた商品のご使用を希望される場合には、自費にて購入・調達していただきます。</p>	<p>必要に応じて自費</p>
③ 複写物代	<p>コピー機使用料として、右記の金額を負担していただきます。</p>	<p>10円/1枚</p>
④ 衛生・介護用品	<p>常時オムツの使用を必要とする利用者において、個別の希望及び選定により、事業所が一律に提供するオムツ以外の物を使用される場合には、実費にて購入・調達していただきます。</p> <p>その他の衛生用品・介護用品について、事業所が提供する以外の物を希望される場合や、使用量等で本人に負担していただくことが適当であると認められる場合には、実費にて購入・調達していただきます。</p>	<p>必要に応じて自費</p>

(3) 食事サービスの取り消し料金

利用者からの食事提供の休止申し出は、食事提供時間の2時間前までにお願ひします。その後の場合には、下記キャンセル料を頂く場合があります。ただし、健康上の理由等やむを得ない事由の場合には、この限りではありません。		
取り消し(キャンセル)料 《食費相当額》	昼食	560円(材料費260円)
	おやつ	60円

(4) 利用料のお支払い方法

前記(1)～(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、以下のいずれかの方法でお支払いください。			
① 口座振替	指定口座より毎月4日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に振替させていただきます。振替日の前日までにご指定の口座に必要額をご準備ください。預金残高不足により自動振替ができない場合は、再振替ができませんので当社指定の下記金融機関口座へお振込願ひします。		
	※ 指定口座	しちじゅうしちざんこう 七十七銀行 5022827	まいやしてん 米谷支店 ふつうよきん 普通預金 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 恵泉会

8. 権利擁護について

施設は、利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。	
①	虐待防止に関する責任者を選定しています。(責任者 統括施設長)
②	虐待防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに、検討内容を職員に周知徹底します。
③	成年後見制度の利用を支援します。
④	苦情解決体制を整備しています。
⑤	従業者に対する研修を実施しています。

9. 利用者記録及び情報の管理

利用者へのサービス向上のために行われるサービス会議や他の事業者との連絡調整及び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて、情報提供が必要となる場合、それらについては、別紙「個人情報使用同意書」に基づき情報の提供等、必要な対応を行います。また、事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。記録及び情報については、契約終了後5年間保管します。	
--	--

※ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 9:00～17:15 (日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、利用者の指定する医療機関または協力医療機関等に速やかに必要な対応を行います。また、以下に登録されたご家族への連絡も合わせて行います。

利用者のかかりつけ 医療機関等	医療機関名	
	診療科	
	主治医	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先①	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先②	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	
備考		

当事業所が定めている嘱託医・関係医療機関は次のとおりです。

医療機関名	医療法人社団 緑水会 米川診療所 (嘱託医)
診療科	内科、予防接種
医師	木村 康一
所在地	登米市東和町米川字町下59-1
電話番号	0220-45-2301
内容	年2回の健康診断

医療機関名	医療法人 移川哲仁会 三峰病院 (嘱託医・協力病院)
診療科	精神科
医師	連記 成史
所在地	気仙沼市松崎柳沢216-5
電話番号	0226-22-6685

医療機関名	高橋歯科クリニック (嘱託医)
診療科	歯科・歯科口腔外科
医師	高橋 俊胤
所在地	登米市迫町佐沼字中江4-8-3
電話番号	0220-22-7411

医療機関名	登米市立 米谷病院 (協力病院)
診療科	内科、整形外科
所在地	登米市東和町米谷字元町200
電話番号	0220-42-2007

医療機関名	医療法人社団 恭謹会 上杉皮膚科医院 (協力病院)
診療科	皮膚科
所在地	登米市迫町佐沼字江合2丁目12-12
電話番号	0220-21-1380

11. 要望・苦情等申立先及び相談窓口

(1) 当事業所における要望・苦情、ご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、苦情受付箱を設置しておりますので、ご利用下さい。

相談受付担当者	管理者兼サービス管理責任者
解決責任者	統括施設長
受付電話番号	0220-45-2224
受付時間	8時30分から17時15分まで(日曜日、祝祭日、年末年始を除く)
苦情箱	玄関ロビーに設置

恵泉会苦情解決体制 第三者委員

委員名	松 村 正	****-**-****
委員名	佐 藤 健 美	****-**-****
委員名	千 葉 ま す み	****-**-****

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

機関名	所在地	電話番号
各市町村の福祉担当部署	各市町村にお問い合わせ下さい	
宮城県 社会福祉課	仙台市青葉区本町3丁目8-1	022-211-2516
福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会	仙台市青葉区本町3丁目7-4 みやぎけんしゃかいふくしかいかん 宮城県社会福祉会館	022-716-9674

12. 第三者評価

宮城県福祉サービス第三者評価は、実施していません。
 但し、法人内第三者委員によるサービス評価は、毎年実施しております。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「若生園 消防計画書」により対応いたします。
避難・防災訓練	別途定める「若生園」に則り、夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を実施します。
防災設備、他	・自動火災報知器(熱・煙感知システム) ・消防署への自動通報システム ・消火器 ・スプリンクラー ・誘導灯 ・避難用すべり台 ・防災カーテン ・排煙窓 ・防災釜 ・法人内防災用無線 ・発電機 ・非常食、水(備蓄用)

14. 当事業所の利用の際に留意いただく事項

① 来訪・面会	来訪者は、必ず「面会票」への記載をお願いします。 また来訪時、職員へのお心遣いのご遠慮いたします。
② 外出	利用者のご家族等の方々との外出については事前にご連絡下さい。外出の際には「外出届」を記入していただきます。
③ 通院の対応	緊急時やおむを得ない場合を除き、ご家族にて対応して頂く事になります。
④ 設備・器具の利用	当事業所の設備・器具のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。また同様に、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
⑤ 喫煙	事業所内は全室禁煙です。喫煙は決められた所定の場所で行います。また防災の関係上、喫煙に関する物(たばこ、ライター等)は事業所側で管理させていただきます。
⑥ 食品・飲酒	食品(おやつ、飲み物、お酒等)は利用者の状況に応じて相談のうえ、自己管理あるいは事業所側で管理させていただきます。また、飲酒は可能ですが、他の利用者の迷惑とならない程度にご協力をお願いします。
⑦ 貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理させていただきます。自己管理が難しい方につきましては、希望により事業所で管理させていただきます。
⑧ 宗教活動、政治活動 営利活動について	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
⑨ 動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

ほんしよせつめいび れいわ ねん がつ にち
 本書説明日 令和 年 月 日

していしょうがいしゃしえんしせつ わこうえん ていきょうおよ りよう かいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう
 指定障害者支援施設 若生園 のサービス提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事
 項の説明を行いました。

し ぎ ょ う し ゃ 者 事業 者	〒 987-0511 <small>みやぎけん と め し はまちようさぬ まあざえあい ちようめ ばんち</small> 宮城県登米市迫町佐沼字江合3丁目16番地2 <small>しゃかいふくしほうじん けいせんかい</small> 社会福祉法人 恵泉会 <small>りじちよう まつ ざか かつ し いん</small> 理事長 松坂勝司 印
-----------------------	--

し せ つ め い 名 施設 名	〒 987-0901 <small>みやぎけん と め し とうわちようよねかわあざにしつなぎ ばんち</small> 宮城県登米市東和町米川字西綱木24番地 <small>きよじゅうとう みやぎけん と め し とうわちようよねかわあざにしつなぎ ばんち</small> (居住棟:宮城県登米市東和町米川字西綱木6番地1) <small>しゃかいふくしほうじん けいせんかい</small> 社会福祉法人 恵泉会 <small>わこう えん</small> 若生園
---------------------	---

せ つ め い し ゃ し ゃ く め い 説明 者 職 名	し め い 氏 名	いん 印
-----------------------------------	-----------	------

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ していしょうがいしゃしえんしせつ わこうえん ていきょうおよ りよう
 私は、本書面に基づいて事業者から 指定障害者支援施設 若生園のサービス提供及び利用につ
 いて、重要事項の説明を受け、同意しました。

り よ う し ゃ 者 利 用 者	〒	
	じゅうしょ 住 所	
	し め い 氏 名	いん 印
	でんわばんごう 電話番号	

だ い り に ん 人 代 理 人	〒	
	じゅうしょ 住 所	
	し め い 氏 名	いん 印
	そくがら 続 柄	
	でんわばんごう 電話番号	
	きんきゆうれんらくさき 緊急連絡先	

※別紙

生活介護事業関連 サービス費用【若生園】

せいかつかいごじぎょうかんれん さーびすひよう (わこうえん)

基本報酬・加算等	算定単位数	定額負担率		
せいかつかいご 生活介護サービス費 ていいん にんじよう にんいか ばあい (定員41人以上50人以下の場合)	じかんみまん 3時間未満	区分6	445単位	4450円/日
		区分5	328単位	3280円/日
		区分4	224単位	2240円/日
		区分3	198単位	1980円/日
		区分2以下	181単位	1810円/日
	じかんいじよう 3時間以上 じかんみまん 4時間未満	区分6	555単位	5550円/日
		区分5	410単位	4100円/日
		区分4	281単位	2810円/日
		区分3	247単位	2470円/日
		区分2以下	226単位	2260円/日
	じかんいじよう 4時間以上 じかんみまん 5時間未満	区分6	666単位	6660円/日
		区分5	493単位	4930円/日
		区分4	337単位	3370円/日
		区分3	297単位	2970円/日
		区分2以下	271単位	2710円/日
	じかんいじよう 5時間以上 じかんみまん 6時間未満	区分6	778単位	7780円/日
		区分5	574単位	5740円/日
		区分4	393単位	3930円/日
		区分3	346単位	3460円/日
		区分2以下	316単位	3160円/日
じかんいじよう 6時間以上 じかんみまん 7時間未満	区分6	1082単位	10820円/日	
	区分5	800単位	8000円/日	
	区分4	547単位	5470円/日	
	区分3	483単位	4830円/日	
	区分2以下	441単位	4410円/日	
じかんいじよう 7時間以上 じかんみまん 8時間未満	区分6	1110単位	11100円/日	
	区分5	821単位	8210円/日	
	区分4	561単位	5610円/日	
	区分3	495単位	4950円/日	
	区分2以下	452単位	4520円/日	
じかんいじよう 8時間以上 じかんみまん 9時間未満	区分6	1172単位	11720円/日	
	区分5	882単位	8820円/日	
	区分4	623単位	6230円/日	
	区分3	556単位	5560円/日	

	くぶん いか 区分2以下	513単位	5130円/日
--	-----------------	-------	---------

きほんほうしゅう かさんなど 基本報酬・加算等	さんてい たんい すう 算定単位数	ていがく ふたんりつ 定額負担率
ふくしせんもんしよくいんとうはいちかさん 福祉専門職員等配置加算（Ⅰ） 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格保有者が35%以上配置	15単位	150円/日
ふくしせんもんしよくいんとうはいちかさん 福祉専門職員等配置加算（Ⅲ） 以下の①、②のいずれかに該当する場合 ①生活支援員のうち、常勤で配置されている生活支援員が75%以上 ②生活支援員のうち、3年以上従事している職員が30%以上	6単位	60円/日
しょきかさん 初期加算 サービス提供開始から30日を限度として	30単位	300円/日
しょくじていきょうたいせい かさん 食事提供体制加算 ・収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が該施設内での調理し、 ①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合。 ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可） ②利用者ごとの摂取量を記録する ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6カ月に1回記録する	30単位	300円/日
※以下については、れいわ ねん がつ にち さんてい 令和6年6月1日から算定する		
ふくし かいごしよくいんしよくうかいぜんかさん 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	そう たんい かず 総単位数の10.1%	そう たんい かず 総単位数の10.1%

していしょうがいしゃしえんしせつ わこうえん たんきにゆうしょじぎょう
指定障害者支援施設 若生園 (短期入所事業)
 じゆうようじこうせつめいしよ
重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

名 称	しゃかいふくしほうじん けいせんかい 社会福祉法人 恵泉会
所在地	みやぎけんとうめしはさまちようさぬまあざえあい ちようめ 宮城県登米市迫町佐沼字江合3丁目16-2
電話番号	0220-22-1160
FAX番号	0220-22-1130
代表者氏名	りじちよう まつざか かつし 理事長 松坂 勝司
設立年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和48年 5月21日

2. 利用施設

事業所の種類	していしょうがいしゃしえんしせつ しせつしえんじぎょう 指定障害者支援施設 (施設支援事業) 平成23年4月1日 指定
事業所の名称	わこうえん 若生園
指定事業所番号	みやぎけん だいごう (宮城県 第0411200041号)
事業所の所在地	みやぎけんとうめしとうわちようよねかわあざにしつなぎ ばんち 宮城県登米市東和町米川字西綱木24番地 きよゆうとう みやぎけんとうめしとうわまちよねかわあざにしつなぎ6ばんち1 (居住棟:宮城県登米市東和町米川字西綱木6番地1)
電話番号	0220-45-2224
FAX番号	0220-45-2294
E-mail アドレス	wakouen@keisen-net.jp
対象者	ちてきしょうがいしゃ しんたいしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ なんびようとうかんじゃ 知的障害者、身体障害者、精神障害者、難病等患者
定員	4名
開設年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和61年 4月 1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	りようしゃ かいう かぎ ちいき せいかつ けいぞく ねんとう 利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭にお き、利用者の身体その他の状況に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護 その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。さらに、利用者の家族の 身体的、精神的負担の軽減を図る。
しせつ うんえいほうしん 施設の運営方針	① 事業者は利用者の意向、適性、障害の特性、その他の事情を総合 的に踏まえて、適切かつ効果的に常に利用者の立場に立った障害福祉 サービスの提供に努めます。
	② 事業者は可能な限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつ きを重視したサービスの提供に努めます。
	③ 事業者は地域との結びつきを強化し、市町村、他の指定障害者支援 施設や障害福祉サービス事業所、その他の保健医療サービス又は福祉サービ スを提供する事業所との密接な連携に努めます。
	④ 事業者は「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の人 員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令)に定める内 容のほか、各関係法令を遵守し事業を実施します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たてもの 建物 (居住棟)	こうぞう 構造	てっこつづくり2かいだて 鉄骨造2階建
	しきち 敷地面積	4,216.27㎡
	たてもの 建物の面積	1,998.13㎡
たてもの (かつどうとう) 建物 (活動棟)	こうぞう 構造	てっきん 鉄筋コンクリート造り つく 築き ふ ろくやねひらやだて 陸屋根平屋建て じゆんたいか 準耐火構造 こうぞう 耐震構造 たいしん 耐震構造
	しきち 敷地面積	7,026.079㎡
	たてもの 建物の面積	1,370.042㎡

(2) 居室

きよしつ 居室の種類	へやすう 部屋数	めんせき 面積	びこう 備考
こしつ 個室	50	10~11.40㎡	ようしつ 洋室、冷暖房、ナースコール、ベッド、収納家具 しゅうのう かく 収納家具
こしつ 個室	4	10~11.40㎡	ようしつ 洋室、冷暖房、ナースコール、ベッド、収納家具 しゅうのう かく 収納家具

(3) 主な設備【居住棟】

せつび 設備の種類	へやすう 部屋数	びこう 備考
しえんいんしつ 支援員室・相談室	かく 各2	れいだんぼう 冷暖房
だつしつ ユニットバス・脱衣室	2	れいだんぼう 冷暖房
せんたく おぶつしつ 洗濯・汚物室・スタッフトイレ	かく 各2	
せんめんじょ 洗面所・利用者トイレ	4	
リビング	4	れいだんぼう 冷暖房
キッチン	2	れいだんぼう 冷暖房
しゅうのう 収納・リネン庫	4	
エレベーター・階段	かく 各1	
しょうぼうせつび 消防設備		じどう 自動通報システム、スプリンクラー、 かさい 火災通報装置、防炎カーテン はいえん 排煙設備、消火器、換気システム、 ひなんよう 避難用すべり台

【活動棟】

設備の種類	へやすう 部屋数	せつび 設備の種類	へやすう 部屋数
しょくどう 食堂	1	じむしつ 事務室	1
Dルーム	1	しえんいんしつ 支援員室	1
たもくてきしつ 多目的室	16	いむしつ 医務室	1
よくしつ 浴室	1	せいようしつ 静養室	1
トイレ	6	かいぎしつ 会議室(相談室)	1
せんめんじょ 洗面所	2	ちゅうぼう 調理室	1
こういしつ 更衣室	2	さぎようとう 作業棟	1
しょうぼうせつび 消防設備		じどう 自動通報システム、室内消火栓、スプリンクラー、 かさい 火災通報装置、 ぼうえん 防炎カーテン、排煙設備、消火器、換気システム、	

※当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の施設・設備を設置しています。

5. 職員配置状況

(1) 職員体制

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、下記の職員を配置しております。

職 種	職員数	指定基準
施設長	1人	—
管理者	1人	1人
サービス管理責任者	3人以上	1人
生活支援員	16人以上	9人以上
看護職員	1人	1人以上
機能訓練指導員	必要数	—
(管理)栄養士	必要数	—
事務員	1人以上	—
嘱託医師	1人以上	—

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施設長	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
管理者 サービス管理責任者 生活支援員 看護職員 機能訓練職員	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
	早 番 1 (7:00～16:00)
	早 番 2 (7:30～16:30)
	日 勤 (8:30～17:15)
	遅 番 1 (10:00～19:00)
(管理)栄養士	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
	遅 番 2 (13:00～21:45)
事務員	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)
業務員	勤務時間帯(9:30～15:30)
嘱託医師	非常勤
	夜 勤 (21:30～翌7:30)

6 営業日と営業時間

営業日	月曜日～日曜日(365日)
営業時間	24時間

7. サービス提供内容と利用料金

当事業所が提供するサービス内容および利用料金等につきましては以下のとおりです。

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービス内容
① 相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談・助言・援助等を行います。
② 保護	利用者の心身その他の状況及びそのおかれている環境に忘れて、必要な保護を行います。
③ 介護	利用者の状況に応じて、適切な技術をもって整容・更衣・排せつ等、生活全般にわたる支援を行います。
ア) 食事	利用者の身体状況や健康状態、嗜好等を考慮し、疾病予防と健康増進に配慮した献立を工夫し、適切に食事が摂れるよう支援します。
イ) 入浴	週6回(希望に応じて個浴、夜間入浴等も対応します) 健康状態等により入浴が困難な場合には、シャワー浴や清拭など適切な方法で実施します。尚、入浴が適当でないと判断される場合(疾病・外傷等)は、控えさせていただく場合があります。
ウ) 排せつ	利用者の心身その他の状況に応じて必要な排せつ支援を行うとともに、排せつの自立に向けた個別支援を行います。
エ) 更衣	利用者の状況や個性を考慮して、必要に応じ支援・確認を行います。
オ) 睡眠	快適な睡眠環境が保持できるよう支援していきます。
カ) 整容	毎食後の歯磨き支援や洗面、整髪等の支援において、個性を尊重しながら適切に対応していきます。
キ) 移動	利用者の心身その他の状況に応じて適切な支援を行います。
ク) 清掃	利用者の心身その他の状況に応じて、個性を尊重しながら適切な支援を行います(全介助・部分介助・見守り等の段階に分けての支援)。
ケ) 洗濯	利用者の心身その他の状況に応じて、個性を尊重しながら適切な支援を行います(クリーニング委託・個人対応等、利用者の希望によって対応)。
④ 健康管理	日常生活上必要な健康チェックや服薬、その他必要な医療的管理・記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 健康チェック(午前・午後の2回/1日, その他随時実施)
⑤ 服薬管理	医師からの処方による薬については、看護師の管理のもと、利用者の状況に応じて適切な支援を行います。
⑥ 通院・治療	利用中の医療機関受診については、基本的にご家族にて対応して頂く事になりますが、送迎等の希望がある場合には別途協議いたします(移送や付添いが必要な場合は利用者の負担になる場合があります)。

<p>⑦ 介護給付費対象サービスの料金</p> <p>介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス費(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち、9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から受け取る場合(代理受領する)、利用者負担額として、サービス費全体の1割を事業者へお支払いいただきます(定率負担・利用者負担額)。尚、定率負担・利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。詳しくは、市町村から交付される障害福祉サービス受給者証をご確認ください。</p>
<p>⑧ 短期入所関連サービス費用……………別表のとおり</p>

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
① 食事サービス	<p>《食事提供時間》</p> <p>朝食 8:00～9:00</p> <p>昼食 12:00～13:00</p> <p>間食 10:30, 15:00</p> <p>夕食 18:00～19:00</p>	<p>()は食材費</p> <p>朝食380円(177円)</p> <p>昼食560円(260円)</p> <p>間食60円</p> <p>夕食500円(237円)</p>
<p>提供時間は目安で、希望・状況等により変更となります。また、食費は1食あたりの請求となります。食事提供体制加算該当の方につきましては材料費のみのご請求となります。詳しくは、市町村から交付される障害福祉サービス受給者証をご確認ください。</p> <p>※事業者が提供する食事以外の食事を希望される場合には、実費負担となります。</p>		
② 光熱水費	<p>施設利用に係る光熱水費は右記のとおりです。</p> <p>尚、外泊や入院等で施設を使用されない場合については、費用をいたしません。</p>	<p>350円/1日あたり</p>
③ 日用品代	<p>日常使用されるシャンプーやボディソープ等の日用品は、施設側で準備いたしますが、ご自分で気に入られた商品のご使用を希望される場合には、自費にて購入・調達していただきます。</p>	<p>必要に応じて自費</p>
④ 電気代 (個人所有電化製品)	<p>個人所有・持ち込みの電化製品については、1台あたりの使用電気代として、右記に定める金額を負担していただきます</p>	<p>10円/1日</p>
⑤ 複写物代	<p>コピー機使用料として、右記の金額を負担していただきます。</p>	<p>10円/1枚</p>

<p>⑥ 衛生・介護用品</p>	<p>衛生用品・介護用品について、事業所が提供する以外の物を希望される場合や、使用量等で本人に負担していただくことが適当であると認められる場合には、実費にて購入・調達していただきます。</p>	<p>必要に応じて自費</p>
------------------	--	-----------------

(3) 食事サービスの取り消し料金

<p>利用者からの食事提供の休止申し出は、食事提供時間の2時間前までにお願ひします。その後の場合には、下記キャンセル料を頂く場合があります。ただし、健康上の理由等やむを得ない事由の場合には、この限りではありません。</p>		
<p>取り消し(キャンセル)料 《食材費相当額》</p>	<p>朝食</p>	<p>朝食177円</p>
	<p>昼食</p>	<p>昼食260円</p>
	<p>間食</p>	<p>間食60円</p>
	<p>夕食</p>	<p>夕食237円</p>

(4) 利用料のお支払い方法

<p>前記(1)～(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、以下の方法でお支払いください。</p>			
<p>① 口座振替</p>	<p>指定口座より毎月4日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に振替させていただきます。振替日の前日までに指定の口座に必要額をご準備ください。預金残高不足により自動振替ができない場合は、再振替ができませんので当施設指定の下記金融機関口座へお振込願ひします。</p>		
<p>※ 指定口座</p>	<p>七十七銀行 5022827</p>	<p>米谷支店 社会福祉法人</p>	<p>普通預金 恵泉会</p>

8. 権利擁護について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。(責任者 統括施設長)
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに、検討内容を職員に周知徹底させます。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。
- ④ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑤ 従業者に対する研修を実施しています。

9. 利用者記録及び情報の管理

利用者へのサービス向上のために行われるサービス会議や他の事業者との連絡調整及び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて、情報提供が必要となる場合、それらについては、別紙「個人情報使用同意書」に基づき情報の提供等、必要な対応を行います。また、事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。記録及び情報については、契約終了後5年間保管します。

※ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 9:00～17:15 (日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、利用者の指定する医療機関または協力医療機関等に速やかに必要な対応を行います。また、以下に登録されたご家族への連絡も合わせて行います。

利用者のかかりつけ 医療機関等	医療機関名	
	診療科	
	主治医	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先①	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先②	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	
備考		

【参照】当事業所が定めている嘱託医・関係医療機関は次のとおりです。

医療機関名	医療法人社団 緑水会 米川診療所 (嘱託医)
診療科	内科、予防接種
医師	木村 康一
所在地	登米市東和町米川字町下59-1
電話番号	0220-45-2301
内容	年2回の健康診断

医療機関名	医療法人 移川哲仁会 三峰病院 (嘱託医・協力病院)
診療科	精神科
医師	連記 成史
所在地	気仙沼市松崎柳沢216-5
電話番号	0226-22-6685

医療機関名	高橋歯科クリニック (嘱託医)
診療科	歯科・歯科口腔外科
医師	高橋 俊胤
所在地	登米市迫町佐沼字中江4-8-3
電話番号	0220-22-7411

医療機関名	登米市立 米谷病院 (協力病院)
診療科	内科、整形外科
診療科	内科、整形外科
所在地	登米市東和町米谷字元町200
電話番号	0220-42-2007

医療機関名	医療法人社団 恭謹会 上杉皮膚科医院 (協力病院)
診療科	皮膚科
所在地	登米市迫町佐沼字江合2丁目12-12
所在地	登米市迫町佐沼字江合2丁目12-12
電話番号	0220-21-1380

11. 要望・苦情等申立先及び相談窓口

(1) 当事業所における要望・苦情、ご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、苦情受付箱を設置しておりますので、ご利用下さい。

相談受付担当者	管理者兼サービス管理責任者
解決責任者	統括施設長
受付電話番号	0220-45-2224
受付時間	8時30分から17時15分まで(日曜日、祝祭日、年末年始を除く)
苦情箱	玄関ロビーに設置

患泉会苦情解決体制 第三者委員

委員名	松村 正	****-**-****
委員名	佐藤 健美	****-**-****
委員名	千葉 ますみ	****-**-****

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

機関名	所在地	電話番号
各市町村の福祉担当部署	各市町村にお問い合わせ下さい	
宮城県 社会福祉課	仙台市青葉区本町3丁目8-1	022-211-2516
福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会	仙台市青葉区本町3丁目7-4 宮城県社会福祉会館	022-716-9674

12. 第三者評価

宮城県福祉サービス第三者評価は、実施していません。
但し、法人内第三者委員によるサービス評価は、毎年実施しております。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「若生園 消防計画書」により対応いたします。
避難・防災訓練	別途定める「若生園」に則り、夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を実施します。
防災設備、他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知器(熱・煙感知システム) ・消防署への自動通報システム ・スプリンクラー ・防災カーテン ・法人内防災用無線
	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・誘導灯 ・排煙窓 ・発電機 ・消火器 ・避難用すべり台 ・防災釜 ・非常食、水(備蓄用)

14. 当事業所の利用の際に留意いただく事項

① 来訪・面会	来訪者は、必ず「面会票」への記載をお願いします。 また来訪時、職員へのお心遣いのご遠慮いたします。
② 外出	利用者のご家族等の方々との外出については事前にご連絡下さい。外出の際には「外出届」を記入していただきます。
③ 通院の対応	緊急時やむを得ない場合を除き、ご家族にて対応して頂く事になります。
④ 設備・器具の利用	当事業所の設備・器具のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。また同様に、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
⑤ 喫煙	事業所内は全室禁煙です。喫煙は決められた所定の場所で行ってください。 また防災の関係上、喫煙に関する物(たばこ、ライター等)は事業所側で管理させていただきます。
⑥ 食品・飲酒	食品(おやつ、飲み物、お酒等)は利用者の状況に応じて相談のうえ、自己管理あるいは事業所側で管理させていただきます。また、飲酒は可能ですが、他の利用者の迷惑とならない程度にご協力をお願いします。
⑦ 貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理させていただきます。自己管理が難しい方につきましては、希望により事業所で管理させていただきます。
⑧ 宗教活動、政治活動 営利活動について	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
⑨ 動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

ほんしよせつめいび れいわ ねん がつ にち
 本書説明日 令和 年 月 日

していしょうがいしやしえんしせつ わこうえん ていきょうおよ りよう かいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう
 指定障害者支援施設 若生園 のサービス提供及び利用の開始に際し、本書面にに基づき重要事
 項の説明を行いました。

じぎょうしゃ 事業者	〒 987-0511 <small>みやぎけん と め し はさまちょうきぬまあざえあい ちょうめ ばんち</small> 宮城県登米市迫町佐沼字江合3丁目16番地2 <small>しゃかいふくしほうじん けいせんかい</small> 社会福祉法人 恵泉会 <small>りじちよう まつざか かつし いん</small> 理事長 松坂 勝司 印
---------------	---

しせつめい 施設名	〒 987-0901 <small>みやぎけん と め しとうわちようよねかわあざにしつなぎ ばんち</small> 宮城県登米市東和町米川字西綱木24番地 <small>きょじゅうとう みやぎけん と め しとうわちようよねかわあざにしつなぎ ばんち</small> (居住棟:宮城県登米市東和町米川字西綱木6番地1) <small>しゃかいふくしほうじん けいせんかい</small> 社会福祉法人 恵泉会 <small>わこうえん</small> 若生園	
せつめいしゃ しょくめい 説明者 職名	しめい 氏名	いん 印

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ していしょうがいしやしえんしせつ わこうえん ていきょうおよ りよう
 私は、本書面に基ついて事業者から 指定障害者支援施設 若生園のサービス提供及び利用につ
 いて、重要事項の説明を受け、同意しました。

りようしゃ 利用者	〒	
	じゅうしょ 住所	
	しめい 氏名	いん 印
	でんわばんごう 電話番号	

だいりにん 代理人	〒	
	じゅうしょ 住所	
	しめい 氏名	いん 印
	ぞくがら 続柄	
	でんわばんごう 電話番号	
	きんきゅうれんらくさき 緊急連絡先	

※別紙

短期入所事業関連サービス費用【若生園】

基本報酬・加算等		算定単位数	定額負担率		
短期入所 サービス費 〈障害者の場合〉	福祉型短期入所 サービス費(Ⅰ) ※短期入所のみの利用	区分6	923単位	9230円/日	
		区分5	784単位	7840円/日	
		区分4	648単位	6480円/日	
		区分3	583単位	5830円/日	
		区分1.2	509単位	5090円/日	
		福祉型短期入所 サービス費(Ⅱ) ※別に日中活動系のサービスとあわせて利用の場合	区分6	602単位	6020円/日
	区分5		527単位	5270円/日	
	区分4		318単位	3180円/日	
	区分3		240単位	2400円/日	
	区分1.2		173単位	1730円/日	
	短期入所 サービス費 〈障害児の場合〉		福祉型短期入所 サービス費(Ⅲ) ※短期入所のみの利用	区分3	784単位
		区分2		615単位	6150円/日
区分1		509単位		5090円/日	
福祉型短期入所 サービス費(Ⅳ) ※別に日中活動系のサービスとあわせて利用の場合		区分3	527単位	5270円/日	
		区分2	279単位	2790円/日	
		区分1	173単位	1730円/日	
		短期利用加算		30単位	300円/日
		栄養士配置加算(Ⅰ) 常勤の栄養士を配置した場合		22単位	220円/日
食事提供体制加算 ・収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が該施設内での調理し、 ①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合。 ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可) ②利用者ごとの摂取量を記録する ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6カ月に1回記録する		48単位	480円/日		
※以下については、令和6年6月1日から算定する					
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		総単位数の15.9%	総単位数の15.9%		